

## 学校法人愛知学院コンプライアンス規程

令和7年4月1日 制定

### (趣旨・目的)

第1条 この規程は、学校法人愛知学院（以下「本学院」という。）におけるコンプライアンスを推進するために必要な事項を定め、役員及び教職員が、法令、寄附行為、本学院の諸規程（以下「法令等」という。）を遵守し、倫理観をもって職務及び事業活動を遂行することにより、組織風土の改善と社会的信頼の確保を目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) コンプライアンスとは、役員及び教職員が、法令等を遵守するとともに、公平、公正かつ誠実に職務を遂行し、教育研究機関に携わる者としての高い倫理観をもって、社会規範を尊重し行動することをいう。

(2) 役員とは、本学院の理事長、業務執行理事、理事、監事、評議員をいう。

(3) 教職員とは、本学院が設置する学校等に勤務する教育職員、事務職員、医療職員等で、本学院と雇用関係等にある者をいう。

### (最高責任者)

第3条 本学院におけるコンプライアンス推進の最高責任者は、理事長とする。

2 最高責任者は、コンプライアンス推進及び充実のための体制を整備し、その適切な運用に努めなければならない。

### (推進責任者)

第4条 本学院は、理事長を補佐し、コンプライアンス推進に関する業務を統括するため、推進責任者を置く。

2 推進責任者は、法務・コンプライアンス室の長を充てる。

3 推進責任者は、コンプライアンスの推進を図るため、必要な措置を講じなければならない。

### (役員及び教職員の責務)

第5条 役員及び教職員は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、教育・研究の発展に資するよう、法令等を遵守して職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、職務の遂行にあたり、学生及びその他の関係者に対し業務に関する十分な説明を行い、コンプライアンスへの理解と協力を得るよう努めなければならない。

(コンプライアンス委員会)

第6条 本学院は、コンプライアンスに関する課題やリスクを把握するため、理事長の下にコンプライアンス委員会を設置する。なお、委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(禁止行為)

第7条 役員及び教職員は、職務の遂行にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令等に違反し、又はそのおそれのある行為
- (2) 他の役員又は教職員に対し、法令等に違反するよう指示、命令、教唆又は強要すること
- (3) 他の役員又は教職員による法令等の違反許可、承認又は黙認すること
- (4) 他の役員又は教職員、その他第三者からの指示、命令、強要により法令等に違反すること
- (5) 反社会的勢力と関係を有し、あるいは取引すること
- (6) 人種差別、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントを行うこと
- (7) 国内外、官民間問わず、不正な職務に対する対価として、金銭等を授受すること
- (8) カルテル、入札談合等不当な取引制限に関与すること
- (9) 本学院が保有する第三者の個人情報や本学院の機密情報を正当な理由なく第三者に漏洩すること
- (10) その他、前各号に準ずる不適切な行為

(内部通報)

第8条 前条第1項各号記載の禁止行為（以下「本禁止行為」という。）に該当する行為、又はその疑いのある行為に関する情報に接した役員及び教職員は、その旨内部通報窓口担当である法務・コンプライアンス室に対し、電子メール、書面、又は窓口における面談により通報することができる。ただし、虚偽通報を行った者には処分を科すことがある。

2 本学院は、通報者に対して、通報したことを理由として、解雇その他いかなる不利益な取扱いもしてはならない。また、通報したことを理由に通報者に嫌がらせや不当な取扱いを行った者には処分を科すことができる。

3 本学院は、通報者の氏名、通報内容及び調査の結果得られた全ての情報について、正当な理由なく第三者に開示してはならない。

(禁止行為違反)

第9条 コンプライアンス委員会による調査・協議の結果、本禁止行為に該当する行為が明

らかになった場合、理事長は、速やかに是正措置を講じるとともに、その行為者に対して、その禁止行為の内容及び程度に応じた処分を科することができる。未遂であっても、確定的故意があったと認められる場合は同様とする。

2 役員及び教職員は、次の理由によって本禁止行為に該当する行為を行った場合においてもその責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 本学院の利益を図る目的で行ったこと

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、法務・コンプライアンス室が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。